

相模原市農地等災害復旧事業分担金徴収条例をここに公布する。

令和3年12月20日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第41号

### 相模原市農地等災害復旧事業分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農地等災害復旧事業に要する費用の一部に充てるため地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき、分担金を徴収することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地等 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する農地及び農業用施設をいう。
- (2) 災害 法第2条第5項に規定する災害をいう。
- (3) 農地等災害復旧事業 法第2条第6項に規定する災害復旧事業(同条第7項の規定により災害復旧事業とみなされるものを含む。)であって、市が当該事業の実施を希望する者からの申請を受け市内の農地等について行うものをいう。
- (4) 受益者 農地等災害復旧事業により特に利益を受ける前号に規定する申請を行った者であって、次に掲げるものをいう。
  - ア 災害により被害を受けた農地等の所有者
  - イ 災害により被害を受けた農地等について賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を有する者

(分担金の額)

第3条 分担金の額は、農地等災害復旧事業に要する費用から市が国及び神奈川県から受ける補助の額を控除して得た額とする。

2 同一の農地等災害復旧事業につき受益者が2人以上ある場合における各受益者が負担する分担金の額は、前項の規定により算出した額について、各受益者が所有し、又は使用する農地等の面積等を勘案して市長が定める額とする。

(分担金の賦課及び徴収)

第4条 市長は、前条の規定により受益者ごとに分担金の額を定め、賦課し、及び徴収するものとする。

2 市長は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、当該分担金の額、納期限等を受業者に通知しなければならない。

(分担金の徴収猶予)

第5条 市長は、受益者が災害その他やむを得ない理由により分担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるときは、分担金の徴収を猶予することができる。

(徴収猶予の申請等)

第6条 前条の規定により分担金の徴収猶予を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、当該申請を行った者に通知するものとする。

3 前項の規定により分担金の徴収猶予の決定を受けた者は、当該徴収猶予を受けることとなった理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(徴収猶予の取消し)

第7条 市長は、前条第2項の規定により分担金の徴収猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化により、その猶予を継続することが適当でないとき又は同条第3項の規定による届出があったときは、徴収猶予を取り消し、その旨を当該徴収猶予を受けた者に通知するものとする。

(分担金の免除)

第8条 市長は、農地等の被害の原因となった災害が、激甚<sup>じん</sup>災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条第1項に規定する激甚災害に指定された場合は、当該災害に起因する農地等災害復旧事業に係る分担金を免除することができる。

(分担金の免除申請等)

第9条 前条の規定により分担金の免除を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、当該申請を行った者に通知するものとする。

(督促)

第10条 分担金を納期限までに納付しない者に対する督促については、相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例(昭和39年相模原市条例第36号)の定めるところによる。

(延滞金の徴収)

第11条 市長は、分担金を納期限までに納付しない者がある場合において、前条の規定により督促をしたときは、当該分担金の額(その額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(その納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額(その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に相当する延滞金額を加算して徴収するものとする。

2 延滞金の額の計算に用いる年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に行う農地等災害復旧事業について適用する。

(経過措置)

2 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金

特例基準割合(地方税法(昭和25年法律第226号)附則第3条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。